十二条の四第三項に規定する土地（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）第三十一条の三の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第四十二条の四第三項に規定する土地を含む。以下「農地等」という。）の取得後速やかに当該農地等を用いて農業を営むと認められる者をいい、農業後継者を除く。以下同じ。）であって、かつ、農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること（農業経営の経営主であって、かつ、六十五歳以上である場合には、その後継者が現に農業に従事しているか、又は速やかに従事する見込みがあると認められるときに限る。）。

(二)　(略)

ハ～ホ　(略)

十二条の四第三項に規定する土地（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）第三十一条の二の二の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第四十二条の四第三項に規定する土地を含む。以下「農地等」という。）の取得後速やかに当該農地等を用いて農業を営むと認められる者をいい、農業後継者を除く。以下同じ。）であって、かつ、農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること（農業経営の経営主であって、かつ、六十五歳以上である場合には、その後継者が現に農業に従事しているか、又は速やかに従事する見込みがあると認められるときに限る。）。

(二)　(略)

ハ～ホ　(略)

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○外務省告示第百六十三号

令和七年三月二十一日にマニラで、円借款の供与に関する次の二の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

令和七年五月二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

（円借款の供与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、フィリピン共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とフィリピン共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　六百五十億円（六五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、この書簡の付表（以下「付表」という。）に掲げる事業計画（以下「計画」という。）として、アジア開発銀行及び他の金融機関による気候変動対策プログラム及びユニバーサル・ヘルス・ケア構築プログラムのサブプログラム2の下でのフィリピン共和国政府の改革計画（以下「改革計画」という。）においてフィリピン共和国政府を支援することを目的として、各計画につき付表に定める配分に応じ、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、フィリピン共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、フィリピン共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、五年の据置期間の後十年とする。

(b)　利子率は、年一・五パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後二年とする。

(2)　(1)(c)に規定するそれぞれの支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、フィリピン共和国の経済の安定及び開発努力を促進することを目的として、既に行った予算支出又は将来行う予算支出（両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物のためのものを除く。）を対象として使用に供される。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意によって修正することができる。

4　フィリピン共和国政府は、フィリピン中央銀行におけるフィリピン共和国政府の名義の国家予算勘定に借款の円貨による支出額に相当する額をフィリピンの通貨で振り替えるための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、フィリピン共和国政府の国家予算に編入される。計画1の額は、アジア開発銀行及び他の金融機関による気候変動対策プログラムのサブプログラム2の下でのフィリピン共和国政府の改革計画においてフィリピン共和国政府を支援することを目的として使用され、また、計画2の額は、アジア開発銀行及び他の金融機関によるユニバーサル・ヘルス・ケア構築プログラムのサブプログラム2の下でのフィリピン共和国政府の改革計画においてフィリピン共和国政府を支援することを目的として使用される。

5　フィリピン共和国政府は、借款に基づく生産物又は役務の調達が、ＪＩＣＡの調達のためのガイドラインであって、特に、国際競争入札の手続（当該手続が適用できない場合又は当該手続を適用することが適当でない場合を除き従うべき手続）を定めるものに従って調達されることを確保する。

6　フィリピン共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7　(1)　フィリピン共和国政府は、自ら又はその実施機関を通じて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連し、ＪＩＣＡに対してフィリピン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税を負担する。

(2)　(1)の規定に関連して、フィリピン共和国政府又はその実施機関は、前記の財政課徴金、関税、租税及びその他同様の課徴金の整理又は支払に責任を持つ。

8　フィリピン共和国政府は、自ら又はその実施機関を通じて、借款が適正に、かつ、専ら3(1)に規定する予算支出のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保するために必要な措置をとる。

9　(1)　フィリピン共和国政府は、要請に応じ、フィリピン共和国の法令によって認められる範囲において、日本国政府及びＪＩＣＡに対して次のものを提供する。

(a)　借款の使用及び改革計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　借款及び改革計画に関連するその他の情報

(2)　両政府は、(1)に規定する情報及び資料に基づいて借款の使用及び改革計画の実施の進捗状況を共同で随時検討し、並びに改革計画の効果的かつ円滑な実施及び借款の適正な使用を確保するために必要に応じ適当な措置をとる。ＪＩＣＡは、その検討に参加するよう招請される。

10　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

11　本使は、更に、この書簡の不可分の一部を成す。

付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本使は、更に、この書簡及びフィリピン共和国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年三月二十一日にマニラで

フィリピン共和国駐在
日本国特命全権大使　遠藤和也

フィリピン共和国
外務大臣　エンリケ・Ａ・マナロ閣下

付表

		（限　度　額）
1	気候変動対策プログラム	三百五十億円
2	ユニバーサル・ヘルス・ケア構築プログラム	三百億円
	総　額	六百五十億円